

基労保発０５２６第１号

平成２３年５月２６日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

労災保険業務課長

（契印省略）

東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費の請求にかかる
機械処理について（５月診療分）

東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱いについては、平成２３年３月３０日付け基発０３３０第１３号（以下「局長通達」という。）により通達されたところであるが、局長通達記の４の別途指示する５月診療分の請求の取扱いについては、下記のとおりとするので、適切に行われたい。

記

具体的な事務処理については、平成２３年３月３１日付け基労補発０３３１第５号、基労保発０３３１第１号補償課長、労災保険業務課長連名通達「東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求に係る事務処理について」（以下「課長連名通達」という。）によること。

なお、システム処理に当たり、課長連名通達の一部を以下のとおり読み替えることとする。

記4 特例請求に関する事務処理

(5) 擬制の診療費請求書等の作成 (RIC 地方事務所)

「⑤請求年・⑥請求月」

23 (年)・03 (月) と記載する。

↓

23 (年)・05 (月) と記載する。

(6) 擬制のレセプトの作成 (RIC 地方事務所)

「①新継再別」

全て「1 (初診)」と記載する。

↓

全て「5 (継続)」と記載する。

「⑩療養期間」

特例請求書の記1の選択に応じ、「230301-230311
(3月1日~3月11日)」又は「230301-230331(3月
1日~3月31日)」と記載する。

↓

全て、「230501-230531(5月1日~5月31日)」と
記載する。